

(予備) 登録申請書の記載上の留意点

以下の記載項目への記入に当たっては、それぞれの点に留意してください。

1 森林経営管理制度への対応②

森林経営管理法に基づき都道府県が行う「森林経営管理実施権の設定を希望する林業経営者（林業事業体）」の募集等の手続きを経て、森林経営管理実施権（森林について市町村の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を実施するための権利）が設定された林業経営者（林業事業体）とします。

なお、森林経営管理法が平成 31 年 4 月 1 日の施行となっていますので、平成 31 年度は「設定を受けていない」を選択してください。

2 就業環境改善への取り組み③（労働安全対策への対応）

直近年度（平成 30 年度）までに、労働安全コンサルタントによる安全診断、又はリスクアセスメントに取り組んでいる事業体とします。

安全診断とは「安全診断申込書」を提出し、林業労働安全指導者（労働安全コンサルタント）による労働災害リスク改善への取り組みです。

また、リスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性を見つけ出し、これを排除するための手法で、具体的には「危険性又は有害性等の調査等に関する方針（厚生労働省）」を踏まえ取り組むものです。なお、KY 活動や安全会議の開催のみでは該当しませんので御注意ください。

貴事業体が安全診断やリスクアセスメントに取り組む、その結果の記録が整備されている場合に該当します。

3 伐採・造林に関する行動規範の策定等④

伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が順守すべき行動規範の策定等を行っていることが要件となります。「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の順守を約束していることを含みます。

4 協力雇用主⑤

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する事業主です。協力雇用主として登録した事業体が該当します。

5 定着状況⑥

ア FW1 研修生数

研修計画書にて承認された過去 5 年間の各年度の FW1 研修生の人数（修了・未修了にかかわらず）を記入してください。

イ 離脱（H31. 4. 1 時点の見込み）

各年度の FW1 研修生数マイナス各年度の研修生の 2019. 4. 1 現在の定着者数（自社で林業就業＋他社で林業就業）を記入してください。なお、他社で林業就業には、林業を営む一人親方、自営を含みます。

ウ 申請時の定着率

5 年間の定着者数の合計／5 年間の研修生数の合計とし、自動的に計算されます。申請時の定着率が 50% 未満であり、かつ離脱者の合計が 5 名を超えている（6 名以上）の事業体は、FW1 研修生は不採択となります。

エ 離脱には、事業体の責によらない相当事由として事業実施主体が認める場合は含みません。この場合、該当する事業体には、取りまとめ機関を通じて離脱の経緯がわかる書類等の提出を求めることとします。

6 林業労働災害件数⑨

労働災害の件数は、事業体の全従業員が対象となります。

また、暦年ごとに件数を記載することとし、前年とは平成 30 年 1 月 1 日～30 年 12 月 31 日となります。なお、前年に「緑の雇用」事業の研修生に限定することなく従業員の林業における死亡災害があった場合は、FW1 研修生は不採択となります。

7 生産性向上の取組⑩

計画の欄については、所管する都道府県知事から認定を受けた「改善計画書」の内容と整合させるよう記入してください。

改善計画書自体に該当する項目が存在しない場合のみ、計画の欄への記入は必要ありませんが、実績の欄は必ず記入してください。

なお、実績は、都道府県に報告している数値を記載してください。

8 その他（予備登録時点での 30 年度数値の記入について）

記載項目のうち、定着率⑥の数値の記入については、予備登録申請時点では「見込み」として記入していただくこととなります。

これらの見込数値について、その後の確定等によって、補正の必要が生じた場合、登録申請書の期限（4/10）までに訂正していただくこととしてください。